

1) 監査委員制度等の問題点について

監査委員制度というと、自治体職員の中には、仕事のあら探しをされるというイメージを持つ職員もいるかもしれません。しかし監査によって、自治体の仕事が改善され、住民サービスの向上に繋がると考えれば、より良い自治体のあり方を目指すうえで、監査は、事業が住民の福利にかなったものかを示す有効な指標であるといえます。自治体の監査は住民のためにあり、監査委員制度は住民自治の原理に基づいてあるという考えのもとで質問します。

①監査委員など、委員候補者の選出についてお聞きます。

監査委員は、町長が議会の同意を得て、選任しています。

現状では、議会の同意を取る際、本会議が始まる前に候補者の名前、経歴の書かれた履歴書が各議員に回覧され、その後、本会議場で採決されています。履歴書1枚を見ただけで、その直後に開かれる本会議での採決では、候補者を監査委員として同意すべきかどうかを考えるための十分な期間や情報が与えられているとはいえません。またどのような理由で、町はその人を委員として選んだのかということについても、そして候補者自身の監査に対する考え方などについても、知らされていません。町が推薦した監査委員を議会がそのまま承認しているというのが、現状であると思います。このようなことでは、代表監査委員は、行政にとって都合のよい人が選任されるという可能性を十分に含んでいるといえると思います。

町長にお聞きします。代表監査委員の候補者は、どのように選出されていますか。詳しくその経緯を説明してください。また、委員候補者の選出に際しては、教育委員会の委員も同様な形で議会で採決されており、教育委員会の委員候補についてもどのように選ばれているのか、詳しくその経緯をご説明願います。

教育委員会については、教育長にも答弁をお願いします。

監査委員会は財務監査、行政監査を行い、教育委員会は、教育行政を監視するべきで、この2つの行政委員会は、自治体からの独立性が求められるはずです。

代表監査委員は、行政にとって都合のよい人が選任されるという可能性を十分に含んでいません。現行の選任方式では、独立性、中立性の確保はむずかしいという認識はありますか。

②監査実施体制は十分か。

2003年に、町監査委員事務局が設置され、2人の事務局職員が常勤しています。(地方自治法では200条) その職員の任命、及び免職については、代表監査委員が行うとされてい

ます。このことは、監査委員会には自治体からの独立性が求められており、より中立的立場で監査を行うということが、監査委員事務局にも求められているということだと思いますが、事務局職員の選任、配属は本町では、どのようになされていますか。

また、現在の事務局の人員体制で、監査委員が十分に監査できていますか。

そして、2人の監査委員のうち1名は、議員から選ばれていますが、その意義、理由は何ですか。議員が監査委員になるということにわたしは、問題があると考えますが、この点についても町長の見解をお聞きします。

議員選任についてですが、わたしは5つのことから、議員が監査委員になることに問題があると思います。

1つめの理由は、議員は必ずしも財務の専門家ではなく、監査する立場としての専門性に欠けるという問題です。2008年度からの財政健全化法施行により、専門的な知識が一層求められているなか、議員はきちんと監査できるのか。

2つめの理由は、議員選出委員は、決算審査等の報告書を議会で審査するという議員の立場にあると同時に、決算報告書を作成する立場にも立つということで、このふたつの立場を併有することには、疑問を持ちます。

3つめの理由として、議員の選任は、議員による多数決で決定され、議会の多数派から選出されることが圧倒的に多く、このような場合、議員選出委員が、中立的な立場を保持できるか、独立性が保たれるかという問題があります。

4つ目の理由として、議員は当該地方公共団体の内部にあるものであり、その監査が形式的になりがちではないかということ。

5つ目の理由として、監査結果の報告と意見についての決定は、(監査の慎重な実施を期するとともに監査の社会的信頼を確保するという趣旨から)監査委員の合議によるとされ、全監査委員の意見が一致することが必要とされています。本町の監査委員は2人です。議員に関する監査が必要な場合は、議員選出委員は監査することができませんから、監査をひとりで行わなければならないになりますが、制度上では、監査は合意に基づいて決定されることになっていますから、矛盾があります。これらのことについて、町長はどう考えますか。

つめて言えば、行政内の一部門として監査事務局があることに、監査の独立性が保たれるのかという疑問をもちますし、監査実施体制は十分だといえますか。

監査委員は、団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、団体の財産管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた見識を有する者及び議員のうちからこれを選任する(地方自治法第196条1項)。

(監査の主な仕事は、事務の執行と経営に関わる事業の管理について監査するということ)

いままでの町長の答弁を聞く限りでは、監査委員会に、独立性、中立的立場が保たれているとは考えにくい。また、監査委員は、町長が議会の同意を得て、選任していると最初に述べましたが、このような監査委員制度は、内部監査として位置づけられているのが実態です。内部監査では、公正で合理的、効率的な行政運営を保障することはむずかしく、住民の立場に立った監査も期待できません。

③外部監査を導入する考えはないか、をお聞きします。

個別外部監査については、現行では、各地方公共団体の条例により任意に導入することができるとされ、条例が制定されていなければ請求することができません。麻生政権下で内閣諮問の第29次地方制度調査会が、今年6月内閣府に提出した「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」によれば、条例制定がなければ、外部監査を導入できないことに関して、「住民による監査機能の充実と個別外部監査の導入を促進する見地からは、いずれの個別外部監査においても導入の前提として必要とされる条例の制定を不要とすることが適当である」としています。条例が制定されなくとも、外部監査の導入を認めることが適当であり、監査機能の充実の観点から、幅広く活用されることを提言しています。

外部監査を導入するべきでないか。町長に答弁を求めます。

(監査委員制度は内部監査として位置づけられているのが実態だからこそ、外部監査の導入が必要)

1999年小松市は「外部監査条約に基づく監査に関する条例」を作る。

2007年度末時点での総務省の外部監査制度に関する調査結果では市区町村59団体。

都道府県、指定都市、中核市を合わせれば計158団体が個別外部監査導入に関する条例を持つ。

④住民監査請求の監査報告書のホームページ公開を

監査に関しては、報告書の公表が義務付けられています。

町は、住民監査請求による監査結果、報告書をどのように公表していますか。

ホームページでも公表することを望みます。

事務局長に答弁をお願いします。

長野県の小布施町(人口11478人世帯3500世帯余り)2007年9月21日 2007年12月17日 町役場のホームページを開くと1ページ目に「住民監査請求」という項目があります。(8ページ、16ページの量)

- 1) 請求内容の要旨
- 2) 監査の実施状況(請求人の意見陳述、町当局の意見陳述)
- 3) 請求に対する結論、判断理由等を公表

金沢市ホームページ

監査のページがある。そこには、「定期監査、行政監査、財政援助団体等監査、決算審査・健全化判断比率等審査、決算結果に関わる措置通知、住民監査請求」の6項目があり、それぞ

れその内容を公表している。(金沢市公報にて公表済み)

ホームページでの公開は事務的にも簡単なはずです。

民主党政権によってなされた事業仕分けは、国民の目を釘付けにし、知られざる国の仕組み、あり方が国民にも公開されるようになってきたことに、大きな意義を感じます。監査委員は、事業が住民サービスにかなったものか、あるいは必要最小限で最高の効果を挙げているかなどの監査をするのも大きな仕事です。今後は行政監査を行い、事業仕分けにも習って、無駄な事業はないかなど、チェックされることを望みます。そのためには、監査委員会が独立性を保ち、中立的立場にあることが重要であると思います。

2) 子育て支援、親を支えよ

子育て支援というと、どんなことが思い起こされるでしょうか。

金銭的な支援、民主党がマニフェストに掲げる「こども手当」がそうでしょう。また児童センターや図書館での、本の読み聞かせや紙芝居などの親子のつどいもそうでしょう。放課後教室や、学童保育も子育て支援の一環です。

でも、今回、子育て支援に関してわたしが質問したいと思うことは、子育て支援の最も根源的な対象は、実は親であり、親をどう支援するかという課題に即して、子育て支援に関する質問をさせていただきたいと思います。

11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、児童虐待防止のシンボル・マークであるオレンジリボンのネオン・サインを、約100万円かけて町はシグナス前に設置しました。いま国をあげて、取り組まれている問題が児童虐待対策ということではなかろうかと思えます。

児童相談所への児童虐待の昨年の相談件数は、全国では42,664件、県内(県中央児童相談所、七尾児童相談所、金沢市児童相談所の合計)では348件あり、10年前に比べると全国では6.2倍、県内では8.4倍に激増しました。これは児童相談所への相談件数だけですから、それ以外に、市町村の児童相談窓口や子育て支援センターなどで解決された事例や、相談されないままの虐待も考えれば、実際の児童虐待はこれよりはるかに多いのはあきらかです。

県の昨年のデータによると、虐待を受けている児童数の内訳については、就学前、小学生、中学生とも、すべて5年前と比較して2倍以上に増加。とくに3歳から就学前の年齢にあたる、保育園児、幼稚園児に対する虐待が割合として多い。全児童数は5年間で1万人減少しているのに、虐待の相談件数は5年前より2倍に増加しました。虐待の内容は多い順で身体的虐待、ネグレスト(育児放棄)、心理的虐待の順番で、どれも倍増しています。

実の父母による虐待が(321件と)全体の9割以上を占めています。(実父母以外の父母が21件。その他は6件、計348件となります。)

津幡町の町民児童課には、11月現在、児童虐待に関する未解決の事例が30件余り寄せられているということです。

町福祉協議会が運営する「親子サロン」への育児相談は、昨年の一年間で、2500件余り

にのぼり、相談内容は、人間関係やストレス、病気、家庭関係、障害、保育園や幼稚園に関するもの、子育てサポートセンターに関する相談が多いということです。津幡町に至っても、問題は深刻であると思われます。

児童虐待について、町への相談総件数は、年間どのくらいあるのでしょうか。

さて、虐待が起きる家庭状況はどうかというと、全国の統計では、虐待の要因とされる家庭の状況は、経済的困窮や虐待者の心身の状態、ひとり親家庭、夫婦間の不和などがあります。経済的困窮という点では、11月に金沢大学の大学祭で講演した反貧困ネットワークの事務局長、湯浅誠氏によると、15.7%と推計される貧困率について「家族がかろうじて支えている状態の人が多い。餓死寸前やホームレスの状態でなくても、外に見えない貧困がある」と指摘していました。経済的な困窮が家庭内に与える影響は、児童虐待のみならず、不登校、引きこもりなどの大きな要因にもなっていると思われます。

また虐待の大きな要因として、子育ての現場が昔と比べて大きく変化していることが挙げられるという、専門家の意見にも耳を傾けなければならないと思います。核家族化が進むなか、乳幼児に接する体験がないまま親になる、子どもに慣れていなくて、泣き声などに神経質になる、あるいは子育てに関して相談できるような家族や近所の人がいなくて孤立し、ひとりで育児不安や悩みを抱え込んでしまう、このような親たちが増えているということです。こういったことで、こどもを虐待してしまうこともあるわけです。

また、子育て支援の現場では、親本人の状況をよく知らないなかで、「子どもを抱きしめてあげて」と親を指導する言葉が、かえって親を追い込み、親としての自信を失わせ、こどもへの虐待に繋がる場合もあるそうで、このことは、支援者はまず相手の立場に立って考え、決して意見を押しつけるような支援者であってはならないということだと思えます。

子を前にした親の戸惑いに対し、親育てというか、親を支援していく取り組みが必要だと思います。

孤立し、ひとりで悩んでいる親たちにどう対応していったらいいか。

相談窓口としての役割だけでなく、親子が楽しく時を過ごせる、たとえば子育てたまり場「親子サロン」のような、地域の人たちが集う居場所づくりをもっと作れませんか。

さまざまな理由から、わが子を虐待してしまう親の苦しみに向き合うには、まだまだ受け皿が足りません。子育て支援は親支援、親育てという視点を持ち、虐待している親を責めるのではなく、また教えさとするでもなく、互いに学びあい、人と人との結び合うことから、親が自分への自信を取り戻していくということが大切であり、そのことを支援していくという姿勢が子育て支援に求められるのではないのでしょうか。

子育て支援に関して、町の取り組みと今後の課題はなんであるか。

相談窓口、相談体制は充分でしょうか。

子育て支援センターなどの現場では人が足らずパートで対応し、そのパートでさえ時間が延長した分はボランティアで勤めるという場合もあり、行政はその支援をしっかりと果たしているのでしょうか。

虐待を受けたと見られる、あるいはあきらかに虐待を受けた子どもについて、どのように対応しているか。

町長に答弁をお願いします。

今ある施設を利用、活用するという意味では、シグナス内の児童センターには、まだまだできることがあると思います。現在児童センターは、バトミントンや卓球教室、工作教室、ちびっ子サロンなど、こどもの居場所づくりという役割が大きい。でも、子どもが遊んでいる間に、親が学ぶ子育ての場、あるいは、「育児に困ったら」というテーマでお話を聞く会などを設けて親同士が情報を交換できる場、親が学んで親が育つ場所、親の居場所づくりができないだろうか。3歳から就学前の年齢にあたる保育園児、幼稚園児に対する虐待が割合として多いというデータについて先ほどいいましたが、とくに未就学前の親への支援、親育て支援という意味でも児童センターには、まだまだできることがあると思います。

この点について、どうですか。

自治体は限られた予算の中で、なにを優先していくべきか。町長は国に対する要望の大半が、道路に関するものだといいます。しかし、医療、福祉、教育などの現場の深刻さを訴え、住民の不安や悩みを行政として支えていくため、国に対する要望は道路のほかにも、もっとあっていいと思います。

最後に、親支援のための子育て支援という話にもどりますが、親が自分の人生を積極的に生きる。そんな親を見て、子どもは希望や夢も持てます。

虐待は悲しみの連鎖であり、虐待は虐待の連鎖を生みます。児童虐待にみられるような、誰一人幸せになることのない状況に対して、本気で取り組んでほしいと思います。

3) ポートピアの売り上げ減少に関すること等について

ポートピアの多くは年々売り上げが減少しています。かつて町の議員や職員が視察し、モデルとした青森県南部町のポートピアなんぶは、売り上げの減少により、町に交付される環境整備費は、売り上げの1,2%だったのがいまは、0,5%へと下げられています。

この南部町で、ポートピア交付金の歳入歳出、予算として計上されている金額は、昨年、今年と2年続けて、580万円です。ポートピアによって南部町に入るお金が、いまは年間580万円しか見込まれていないということです。

先月、わたしが広報特別委員会の研修で行った宮城県黒川郡大郷町に、ポートピアがありました。前町長が誘致に意欲的だったそうです。そこでも、うりあげの当初1,5%と約束されていた環境整備費は0,8%へと下げられているということです。また秋田県のポートピア河辺は当初1,2%だった交付金は、0,3%に下げられています。

津幡町に入ると環境整備費は、売り上げの1%とありますが、約束は守られるのですか。

1%がずっと守り続けられるのか。売り上げが減ったので、0,5%、あるいはもっと下がっていけば、町長がいう町の財政難に対し、いかほどの貢献がポートピアにできるのか、大いに疑問を持つからこそ、1%の約束が守られなければその時点で、ポートピアをやめさせると

いうことを、町長は（株）グッドワンにも、みどり市にも、津幡町民にも、約束できますか。年間120～130億円前後の歳入歳出規模である津幡町は、ポートピアなんぶのように、年間580万円の収入を期待するということになるのではないですか。そうまでして、ポートピアをつくるということに、どんな意義があるのかまったく理解できません。

次の質問です。ポートピアは、（株）グッドワンに民間委託されます。（民間が経営するポートピアは、公営ギャンブルといえますか。）民間委託されるポートピアについて、町長のいまの見解を問います。

次の質問です。ポートピア予定地の周辺の道路が整備されているようで、あれはポートピアへ行く道かと、町民に聞かれました。森林公園を通る、町道の庄能瀬線のことかと思われま。この町道は2000年度に着工され、全長2.4kmの道路計画で、今年で10年目を迎え、現在、約11億3,700万円をかけて1kmが完成していると聞いています。どんな目的があるのか、10年かけて、半分にも満たない町道に必要性に疑問を持ちますが、この道はポートピアとなにか関係のある道なのですか。

また、実際にポートピア予定地の周辺が整備されているという事実はあるのですか。

次、現在の進捗状況についての質問です。

9月以降に、みどり市、あるいは（株）グッドワン、あるいはポートピアに関するほかの何かと接触しましたか。あるとすれば、どのようなことですか。

町長に、分かりやすく、答弁をお願いします。